

## 青梅市総合長期計画策定委員会本部設置要綱

### 1 設置

第6次青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定について必要な事項を検討するため、青梅市総合長期計画策定委員会本部（以下「委員会本部」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

委員会本部は、次に掲げる事項を所掌する。

ア 基本構想等の策定に関すること。

イ その他基本構想等に盛り込むべき重要課題に関すること。

### 3 組織

委員会本部は、委員20人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

ア 本部長 市長

イ 副本部長 副市長

ウ 委員 教育長、病院事業管理者、青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する部長および議会事務局長

### 4 本部長の職務および代理

ア 本部長は、委員会本部を代表し、会務を総理する。

イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

委員会本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

### 6 代表幹事会

ア 委員会本部を補佐するため、代表幹事会を置く。

イ 代表幹事会は、企画調整課長、次項に規定する部会の部会長および副部会長をもって組織する。

ウ 代表幹事会は幹事長および副幹事長を置き、委員の互選により定める。

エ 代表幹事会は、幹事長が必要であると認めるとき招集する。

### 7 部会等

ア 本部長が指示した個別事項を検討するため、委員会本部の下に別表に定める部会を置く。

イ 部会は、規則第2条第2号に規定する課長および議会事務局次長をもって組織し、各部会の構成員は、本部長が別に定める。

ウ 各部会に部会長および副部会長を置き、その部会に所属する委員が互選する。

エ 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

オ 市の土地利用に関し各部会に関連する事項について検討を行うため、委員会本部の下に土地利用研究会（以下「研究会」という。）を置く。

カ 研究会は、各部会の構成員の中から本部長が指名する者をもって組織する。

キ 研究会の設置について必要な事項は、本部長が別に定める。

## 8 検討チーム

ア 委員会本部は、特定事項について調査および研究を行うため、青梅市総合長期計画検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置くことができる。

イ 検討チームは、企画調整課長および希望する職員のうちから本部長が任命する委員30人以内をもって組織する。

ウ 検討チームに、委員長および副委員長を置き、委員長には企画調整課長を、副委員長にはその検討チームに所属する委員が互選する者をもってこれに充てる。

エ 検討チームは、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

オ 委員会本部は、検討チームのほか、次期青梅市総合長期計画策定に向けた調査研究等実施要領（平成22年12月1日実施）第3項に規定するプロジェクトチームに対し調査および研究を行わせることができる。

カ 部会は、必要があると認めるときは、検討チームおよびプロジェクトチームに対し、調査および研究を行わせることができる。

## 9 関係職員の出席

委員会本部、部会および検討チーム（以下「委員会本部等」という。）は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、会議への出席または資料の提出を求めることができる。

10 庶務

委員会本部等の庶務は、企画調整担当課において処理する。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

12 実施期日

この要綱は、平成23年5月2日から実施する。

別表（第7項関係）

- 1 生活・環境部会
- 2 教育・文化部会
- 3 健康・福祉部会
- 4 産業・都市基盤部会
- 5 協働・行政運営部会